

薬生食輸発0430第2号
令和3年4月30日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)
のジニコナゾール、フルシラゾール及びヘキサコナゾール並びに中国産ひまわりの種
子のアフラトキシン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年
4月22日付け薬生食輸発0422第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、タイ産生鮮スナップエンドウ及び生鮮未成熟さやえんどうのモニタリング検査
において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があ
ったことから、タイ産未成熟えんどうのジニコナゾール、フルシラゾール及びヘキサコ
ナゾールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じ
た製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施
することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄
を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、中国産ひまわりの種子のアフラトキシンについて検査命令の対象としたことか
ら、モニタリング通知の別表第2から削除したので、御了知の上、関係業者等への周知
方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年 4月30日	タイ	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジニコナゾール)	KIMHENG VEGGY IMPORT & EXPORT CO.,LTD.
			残留農薬(フルシラゾール)	KIMHENG VEGGY IMPORT & EXPORT CO.,LTD.
			残留農薬(ヘキサコナゾール)	KIMHENG VEGGY IMPORT & EXPORT CO.,LTD.